

憲法施行 70 年企画

## 社会の発展と憲法の歴史

——「とうげ」を迎えた現代日本



●神戸女学院大学教授（経済学）  
石川 康宏

いしかわ やすひろ

1957年北海道生まれ。マルクスの社会・経済理論をベースに、現代資本主義の歴史的な運動法則を研究。近著に『変革の時代と「資本論」』（新日本出版）、「マルクスの心を聴く旅」（かもがわ出版）などがある。

- ◆ 憲法は、権力によって侵されることのない「人間の権利」を求める闘いの中で生み出された。自由権を核心としたブルジョア革命直後の近代憲法は、労働者・民衆の闘いによって生存権など社会権を盛り込んだ現代憲法へ発展する。いずれも権力との闘いを通じた社会発展の産物である。
- ◆ そうした世界史の本流から見た時、日本の歴史にはどのような特徴があり、現瞬間の日本社会にはどのような可能性が広がっているのか。大胆に試論を提示してみた。

### はじめに——戦後社会と日本国憲法の今

1945年の敗戦と52年までの米軍による軍事占領の中で、日本社会はその姿を大きく変えた。天皇主権から主権在民へ、東アジア最大の植民地大国から米国の従属国へ、さらに寄生地主制の解体によって経済構造における資本主義的関係の支配が明確となる。この時期の社会の構造転換は極めて大きなものだった。

その転換の中、1947年に占領軍の下書きに基づく日本国憲法が施行された。そこには世界的に見て、今なお先駆的といえる多くの優れた条文がある。各種の自由権とともに発達した社会権（25～28条、生存権、教育権、労働条件の法定主義、労働三権）を含む基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」であると繰り返され（11・97条）、資本主義

の経済活動についても居住・移転・職業選択の自由（22条）だけでなく、財産権に「公共の福祉」への「適合」を求める制約をかけてもいる（29条）。さらに両性の本質的な平等をかかげ（24条）、戦争の放棄（9条）を最重視すべき課題の一つと位置づけている。

しかし、憲法の施行直後、米国は日本の民主的改革をかかげた「ポツダム宣言」を事実上放棄し、米国に従属した軍事大国としての再建を図っていく。背景には米ソ「冷戦」体制の形成があった。その結果、極めて先進的な憲法と、その全面実践に背を向ける歴代政府と、憲法の少なくとも条文に理解が追いつかない国民が鼎立する<sup>ていりつ</sup>というねじれた状況が、戦後政治の構造的な特徴となる。

占領の終了後、日本政府は一連の占領政策に対する「逆コース」を進めたが、国民の側には原水爆禁止運動や60年安保闘争、さら

に「憲法を暮らしの中に生かす」取り組みもあった。しかし、70年代半ばからの財界や政府による「戦後第2の反動攻勢」とソ連・東欧崩壊をきっかけとした90年代の「構造改革」・日米安保共同宣言・日本会議など右翼団体の強化・小選挙区制による自民党の単色化・「勝ち組・負け組」論による国民へのイデオロギー攻撃など一連の集中的な改革によって、社会の実態は憲法からの乖離を深めていく。2000年代には政党・メディア・財界がそろって改憲を呼号するようになり、15年の安保関連法の強行はついに政治を立憲主義からの逸脱に至らしめた。

12年に発表された自民党の改憲案は、①天皇中心の復古・少数独裁の国へ、②米国との共同戦争を行う国へ、③国民が自己・家族責任で生きる国へ、④財界の利益優先を経済運営の柱とする国へ、⑤国民による権力への批判を許さぬ国へ——などの特徴をもっている。今、日本社会はその野蛮な国への転落か、日本国憲法を本気で指針としていくのかの歴史的な「とうげ」に立っている。

## 人間社会の発展と基本的人権——近代憲法から現代憲法へ

憲法の誕生と発展は、人間社会そのものの歴史的発展に基づいている。権力によって侵されることのない「人間の権利」(人権)という観念は、ロック、ルソーに代表される17～18世紀の自然権思想によって鍛えられ、米国の独立宣言(1776年)やフランスの人権宣言(1789年)に初めて記されていた。これが近代憲法の始まりである。当時の自然権思想は、封建的な政治体制の打破と近代的な人権保障を正当化し、同時に「労働による財産権」論など資本主義の発展を促進する理論となっていた。

独立宣言は次のように述べている。「われわれは、自明の真理として、すべての人は平

等に造られ、造物主によって一定の不可譲の天賦の権利を与えられており、その中に生命、自由および幸福の追求が含まれていることを信ずる。また、これらの権利を確保するために人々の間に政府が組織されるが、その正当な権力は被治者の同意に由来するものであることを信ずる。そして、どのような形態の政府であっても、この目的を害するようになったときは、これを改廃し、彼らの安全と幸福をもたらすために最も適当と思われる原理に基づいて、また最も適当と思われる権力組織を持つ、新たな政府を組織することは、人民の権利であると信ずる」。

財産権、身体や精神活動の自由などを不可侵の人権として保障することが政府の目的であり、これに反する政府を改廃する人民の権利までもが明快に定められている。それは当時の13州それぞれの憲法にあっても同様で、フランスの人権宣言でも基本点はまったく変わらなかった。なお近代憲法のこうした内容は、権力が憲法によって拘束されるという立憲主義の思想と原理を端的に表すものともなっている。

近代憲法体制の形成は、社会に大きな進歩をもたらした。しかし、続いて新たな課題を生み出しもした。契約の自由、経済活動の自由は、極端な低賃金・長時間労働を生み、児童労働者の高い死亡率や労働者家庭における乳幼児の高い死亡率をもたらした。この現実を前に、労働者は近代憲法体制を切り開いたブルジョア革命の限界を論じ始め、これを超えようとするさまざまな思想と運動を生み出していく。19世紀ヨーロッパで活躍した共産主義者マルクスやエンゲルスも、このような「時代の子」であった。エンゲルスは『空想から科学へ』にこう書いている。「われわれは今では知っている」「(18世紀フランスの偉大な啓蒙思想家たちが主張した)この理性の王国はブルジョアジーの王国を理想化し

たものにすぎなかったこと」を。

1871年にパリ・コミューンが成立する。歴史上初めての「本質上労働者階級の政府」(マルクス『フランスにおける内乱』)だった。「フランス人民に対する宣言」をはじめいくつかの宣言は、自由権を当然の前提とした上で、労働者は自由だけでは食えないとの判断から、職業的教育の普及や失業・破産を含むあらゆる危険に対するコミューン的保険制度の組織化など新たな権利を訴えた。そして、その実現に向け「権力と財産を万人のものとする」など、資本主義の枠を超えて労働者の生活を改善することを志向した。

3月18日に成立し、28日に正式な宣言を発したパリ・コミューンは、5月28日にヴェルサイユ正規軍によって制圧される。しかし、ここに表明された人間らしい生活を国家に保障させる人民の権利(社会権)は、1919年に施行されたドイツのワイマール憲法以後、多くの憲法に盛り込まれた。自由権を人権の核心とした近代憲法から、そこに社会権を加えた現代憲法への憲法と社会の発展である。

ワイマール憲法は、経済活動の自由を積極的に制限し、弱者に社会権を保障することを端的に次のように表した。

「経済生活の秩序は、各人に人間に値する生活を確保することを目的とし、正義の原則に適合せねばならない。各人の経済上の自由は、この限界内で保障される」(151条1項)。「所有権は、義務を伴う。その行使は、同時に公共の福祉に役立つべきである」(同3項)。

19世紀の「自由放任」型の資本主義から、「正義の原則」によって制御されたルールある経済社会への進展である。

その後、社会権の具体的な内容は、生存権、教育を受ける権利、労働の権利、労働三権(団結権、団体交渉権、争議権)、母親・子ども・高齢者・疾病者・障害者の保護(生活支援)、中小企業や農家の保護などに広まった。性や

財産の区別なく、すべての成人に選挙権はじめ参政権を保障することも、現代憲法の歴史的な特色となっている。

## 外見的立憲主義から日本国憲法へ——世界史の本流との落差

日本にも大日本帝国憲法から日本国憲法へという2段階での憲法の進展があった。しかし、その内実は近代憲法から現代憲法へという世界史の本流とは大きく異なるものだった。

明治維新は封建的な支配層内部での権力交代であり、欧米のブルジョア革命のように、資本家の政治的支配を打ち立てる「政治革命」ではなかった。しかし、明治の新権力は押し寄せる欧米諸国に抗するための軍事大国化に向けて部分的な資本主義の導入へと進み、不平等条約改正のために一定の「文明化」も達成せずにおれなかった。その過程で日本にも国会(議会)の開設や憲法の制定を求める自由民権運動が高揚した。しかし、明治政府はこれを力で弾圧しながら、民衆には知らせぬままに大日本帝国憲法を準備する。そこで手本とされたのは、社会に封建的要素を色濃く残しながら、憲法の外皮をかぶせることで近代化の外観を整えようとした1850年のプロイセン憲法だった。外見的(見せかけだけの)立憲主義の憲法である。

1890年に施行された大日本帝国憲法は、天皇は神の子孫であるという日本型王権神授説を強調し、権力の分立を認めず、議会上に立法権を与えず、国务大臣による「輔弼<sup>ほひつ</sup>」さえ必要としない独立した統帥権を与えるとして、主権者である天皇に圧倒的な力を集中させるものだった。制定したのは天皇自身である。民衆は天皇の家来を意味する「臣民」とされ、その後、「国体」と私有財産制に反するあらゆる思想と運動を弾圧した「治安維持法」さえ、「臣民」の「権利自由」の侵害にはあたらぬものとされていった。こうして大日本帝

国憲法は、プロイセン憲法以上に野蛮な外見的立憲主義の憲法となる。

この憲法の廃棄は、日本国憲法の制定によってようやく実現された。1945年8月14日、平和・民主主義・人権尊重の政治体制を求めた「ポツダム宣言」を日本政府は受諾する。10月4日、占領軍の責任者マッカーサーが日本政府に憲法改正を指示していく。10月9日に発足した幣原内閣は、松本烝治を責任者とする憲法問題調査委員会を設置し、46年1月29日に閣議で松本委員会案の審議を開始した。しかし、その内容は「ポツダム宣言」の趣旨をまるで理解しない、大日本帝国憲法の焼き直しにすぎないものだった。

2月1日、その全文が「毎日新聞」にスクープされ、これをきっかけに、占領軍主導での新憲法制定が加速する。2月4日から12日までの9日間に民生局の25人が「GHQ案」を作成し、13日には日本政府に手渡していく。事態の急展開の背後には、連合国11カ国からなる極東委員会が2月26日に創設されるという事情があった。占領軍は極東委員会による憲法問題への介入を嫌っていた。

その後、2月22日に日本政府はGHQ案の受け入れを閣議決定し、3月6日に憲法改正草案要綱を発表する。4月10日には男女共通の普通選挙権に基づく総選挙（衆議院選挙）を実施し、6月20日には衆議院本会議に「帝国憲法改正案」を提案。貴族院での議論も経て、10月29日に衆院本会議で最終的に可決成立する。こうして11月3日に「日本国憲法」公布、46年5月3日に「日本国憲法」施行と事態は一挙に進展した。

GHQ案の作成は短期間でのことだったが、その内容には米国政府内での長く周到な準備の成果が反映されていた。ルーズベルト政権下の1942年8月、国務省の内部に極東班が作られる。目的は日本の戦後処理の研究である。同班は多くの文書を作成した。43年7

月の「日本の戦後処理に適用すべき一般原則」には、「ポツダム宣言」の文言の原型や憲法案に反映された考え方が登場し、同じ7月の「戦後日本経済の考察」では地主制と小作制度の改革、財閥解体の必要が早くも検討されていた。さらに10月の「日本の戦後の政治問題」は、内閣の強化と軍部の抑制、議会の強化、天皇制の存続と改正、報道の自由と基本的人権の尊重など、後にGHQが新憲法の原則としたものと完全に一致する骨格を示していた。「密室の9日間」はこうした着実な準備に支えられていた。

これとの大きな落差を示したのが日本側の憲法論議の水準だった。上のような憲法制定の急展開は、国民に憲法を練り上げる熟慮の期間を許さなかった。高野岩三郎や鈴木安蔵等の「憲法研究会」が45年12月に発表した「憲法草案要綱」を、GHQが憲法案の作成にあたって活用し、衆議院での「改正案」の議論ではGHQ案になかった25条第1項（生存権）が、ワイマール憲法151条に着想を得て追加されるなどの事実があった。しかし、そうした議論の高みは多くの国民に共有されるものとはならなかった。

実際、議会制民主主義の担い手とならねばならない当時の政党と政治家は、多くが「国体護持」の思想を抜け出せずにいた。自由党は国家主権、進歩党は天皇主権、社会党は天皇を含む共同体の主権を主張し、主権在民を求めたのはわずかに共産党だけだった。また、天皇主権から主権在民への歴史の転換を祝うはずの憲法公布祝賀会（46年11月3日）で、「天皇陛下万歳」が10万の「国民」によって叫ばれた事実も、新憲法に対する国民の理解の脆弱性<sup>ぜいじやく</sup>を示すものだった。国民による新憲法の熱狂的な歓迎は、多くが「平和憲法」の一面に限定されたもので、それが戦後の歴史にあって憲法の全面実施を求める日本国民の力の弱さとなっていく。

近代から現代へと憲法の発展を自生的に成し遂げた欧米諸国との歴史の格差は明白だった。

## 日本における資本主義の発展——戦前・戦後の大きな飛躍

こうした戦前・戦後の日本社会の発展をどう捉えるか。経済史研究の世界には、イギリスの研究を通じてマルクスが引き出した産業革命をもって資本主義確立のメルクマールとするという見解から、数々の「特殊性」や「後進性」を纏いながらではあるが、日本においても20世紀初頭に資本主義が確立したとする見解が広くある。確かに、マルクスは次のように述べている。

「一般に、独自の資本主義的生産様式は、それが一つの生産部門全体を征服してしまえば、ましてすべての決定的な生産諸部門を征服してしまえば、相対的剰余価値の生産のための単なる手段ではなくなる。それは、いまや、生産過程の一般的な、社会的に支配的な形態となる」（『資本論』第1部）。

ここでの「独自の資本主義的生産様式」は機械制大工業を意味しており、マルクスが産業革命を、資本主義による生産過程全体の「支配」の端緒としたことは確かである。

実際イギリスでは、産業革命終盤の1825年に世界最初の過剰生産恐慌が発生し（資本主義的な産業循環の開始）、政治の分野でも18世紀中に地主と資本家の連合権力がすでに生まれており、1832年の選挙法改正では地主だけでなく資本家にも選挙権が与えられるに至る。イギリスでの産業革命は、確かに資本主義社会の確立に照応していた。

では日本の産業革命はどのような歴史的特徴をもっていったか。

第1に、日本には機械制大工業を自生的に誕生させる「本来的なマニファクチュア」の十分な成熟がなく、それはヨーロッパから

移植されるものとなった。第2に、移植された機械制大工業は民間では外貨獲得のための繊維部門に集中し、多くは鉄道・港湾・通信などのインフラ整備とともに軍工廠を所有する国家自身によって運用された。第3に、イギリス産業革命の完了の指標とされた生産手段生産部門（工作機械部門）の確立は、民間資本によっては達成されず、これもまた国家資本によって初めて達成された。第4に、機械が導入された繊維部門でも在来の問屋制家内工業や手工業が広く残り、それが部門全体を直ちに征服するには至らなかった。第5に、1900年には紡績業を中心に、07年にはより全般的な恐慌が発生するが、いずれも世界恐慌の受動的波及という特徴を強くもった。

第6に、工場内部の労資関係は軍工廠も含めて、初歩的な労働者保護法も持たない半封建的なものにとどまっていた。第7に、社会的生産の全体を見ても、導入された資本主義の外部には人格的支配を色濃く残した寄生地主制が広くあり、資本主義は資金面でも市場面でもそれとの相互依存の中にあっただ。

第8に、同時代の政治権力は、欧米のブルジョア革命が否定した王権神授説に基づいて、天皇個人に莫大な権力を集中させる明らかに前近代的なものであった。

こうして見れば、経済社会の一部に資本主義の急速な発展があったとはいえ、戦前日本の社会は封建的な生産様式を資本主義が駆逐して、社会的生産の主な部門を支配した段階には至っていない。それはいまだ封建的な生産様式から資本主義的な生産様式への過渡期にとどまる社会であり、機械制大工業の出現を根拠にただちに資本主義社会の確立を導くのは、マルクスによるイギリス研究の成果を過度に一般化し過ぎた理解といえるのではないか。

日本における資本主義社会の確立は、寄生地主制が解体され、労資関係の近代化が達成

され、天皇制国家の解体後に財界・大資本が国内権力の中心に座っていく戦後改革の時期に行われていく。

### おわりに——社会発展のエネルギーの蓄積

自由権さえない外見的立憲主義の戦前憲法から、社会権を含む画期的な現代憲法への大飛躍以後、日本の社会はわずかに70年の歴史を経たにすぎない。18世紀から労働者や民衆を守る社会的バリエーションをさまざまに積み上げてきたとりわけ欧州諸国との歴史の格差は明白である。

だが、それにもかかわらず今の日本には、世界史的にも極めて先駆的な憲法が存在し、憲法の危機を前にして、これまでの歴史に見られなかった広範な市民運動の高揚が起こっている。求められているのは立憲主義の回復

である。極めて危険な改憲への道か、日本国憲法の全面的実施への前進か、この「とうげ」に立った現代日本の社会には、社会そのものの飛躍的發展に直結しうるエネルギーが大きく蓄えられている。何としても「とうげ」を越えていかなければならない。

### 参考文献

- 石川康宏「日本資本主義の発展をどうとらえるか」、渡辺治他『戦後70年の日本資本主義』新日本出版社、2016年  
小沢隆一『はじめて学ぶ日本国憲法』大月書店、2005年  
杉原泰雄『人権の歴史』岩波書店、1992年  
鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』創元社、1995年